

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

証 拠 説 明 書 (3 1)

(第34準備書面に関して)

平成27年3月6日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明 外

以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
A49	住民と科学者の調査が明らかにした志賀原発周辺の活断層問題(漂流する原子力と再稼動問題—日本科学者	写	児玉一八	H27.2.6	③	能登半島の海成中位段丘面はよく連続しており、面の広がりや保存がよいこと、立石教授らが行った海食ノッチの測定の方法、2段の海食ノッチの高度が南の小浦から北の領家港に向かって上がり、富来川の北では一転して海食ノッチの高度が下がっていること、富来

	会議第35回原子 力発電問題全国シ ンポジウム(金沢 よりー)				川南岸断層の活動による地震によって、北へ 行くほど大きく隆起する運動が繰り返し起き ていることなど
--	--	--	--	--	---